

名護市総合交通ターミナル整備基本計画策定業務

仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「名護市総合交通ターミナル整備基本計画策定業務」に適用する。

(業務名)

第2条 名護市総合交通ターミナル整備基本計画策定業務

(業務場所)

第3条 本業務の業務場所は、名護市城地内とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和5年3月17日（金）とする。

(業務の目的)

第5条 名護市では、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」に基づき、「誰もがなごやかに過ごせる、「あけみおのまち・名護」の拠点」として、拠点性を高めるため、交通結節機能とともに観光物産、情報発信、駐車、防災、広場等が複合した総合交通ターミナルの整備を進めていくこととしている。

本業務は、コミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、高速船、カーシェア、シェアサイクルなど多様なモビリティの乗り換えに対応可能で、かつ、将来の鉄軌道終着駅も含めたターミナル機能を持ち、併せて名護漁港で水揚げされる海の幸が楽しめる飲食施設や商業施設等を含めた総合交通ターミナルの整備に向け、名護市の交通環境を取り巻く現況課題や施設の整備に向けた検討を行い、施設の機能・規模・方針等の基本的な考え方を定め、施設整備計画や管理・運営計画等を包含した基本計画となる「名護市総合交通ターミナル整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定することを目的とする。

(法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（令和3年度策定）
- (3) 名護市地域公共交通計画（令和3年度策定）
- (4) 名護市条例
- (5) その他関係法令 等

（書類の提出）

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

（協議及び協議解決）

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

（業務計画）

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

（成果品の検査）

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

（乙の責務）

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、

常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならぬ。

(6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。

(1) 基本的な考え方

- ①本計画の位置付け
- ②本計画の目的

(2) 計画条件の整理

- ①沖縄県における交通環境の現状調査
- ②当該建設予定地(別紙1)周辺における交通環境の現状及び課題調査
・計画の前提として、総合交通ターミナル整備の経緯や背景、現状・課題など整備に向けた具体的検討をまとめる。
- ③関連動向の整理
- ④関係事業者等のヒアリング
・計画策定実施に関連して、交通関係事業者等へのヒアリングを実施し、事業への意向を調査する。
 - ア ヒアリング先との連絡調整
 - イ 配布資料の作成及び印刷
 - ウ ヒアリング調査の支援
 - エ 議事録の作成
 - オ 上記にあげるものの他、調査実施に必要な事項

(3) 事例調査

- ①県内外の先進的な事例を既存資料の調査や県外視察を行い、計画の参考とする。
- ②機能・規模の設定や運営方法、整備手法など、参考として有効な事例について視察を行う。
- ③事例調査に係る費用(日当等含む)は本業務に含まれることとする。

(4) 基本計画の策定

- ①施設整備に係る課題の解決策
・広域的な交通ネットワーク及び名護市地域公共交通計画等を踏まえた名護市総合交通ターミナルの位置づけ・役割
- ②導入機能及び規模の設定
・導入機能及び規模については、名護バスターミナルの利用者数等の実態を把握し、名護市総合交通ターミナルに機能が移ることによる利

用者予測等の分析を行った上で設定をすること。

③建設場所の選定

④整備方針

⑤整備計画図の作成

ア 全体配置平面図

イ 施設計画図（平面図・立面図・断面図）

ウ 鳥瞰図（イメージパース）

・建物配置については、関連法令等の調査を行い、高さ、外観等の景観面の検討及び法的な条件の整理、周辺からのアクセス計画、駐車スペース等を含む周辺施設との連携などについて、比較検討できるよう複数案（3案程度）を作成すること。

⑥管理・運営計画

・管理形態や保守点検の有無、維持管理費用等の積算を行い、整備後の収支計画（収入・支出）を行う。

⑦事業効果の検討

⑧今後の検討課題及び対応

(5) 事業化計画

①概算事業費

②事業化スケジュール

③事業手法の検討

(6) 委員会等の設置

本業務の実施にあたり、関係団体等で構成する「名護市総合交通ターミナル整備基本計画策定委員会」（4回開催予定）を設置し、意見の聴取を行う。なお、会議の開催回数については増減する場合がある。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。

①委員との連絡調整

②委員会配布資料の作成及び印刷

③委員会事務局の支援（進行）

④議事録の作成

⑤上記にあげるものの他、会議等の運営に必要な事項

(7) 打合せ

本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(留意事項)

第13条 本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。また、乙は第12条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、基本計画の策定に向けた協議・調整を始め、関係各課

や関係機関、地元と十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第14条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 基本計画10部、概要版10部、業務完了報告書3部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体(PDF及びWord形式)
- (3) 各種整備計画図データ、集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他甲が指示する資料等

(納品方法)

第15条 契約期間内に、第14条納入成果品に定める成果品を提出すること。

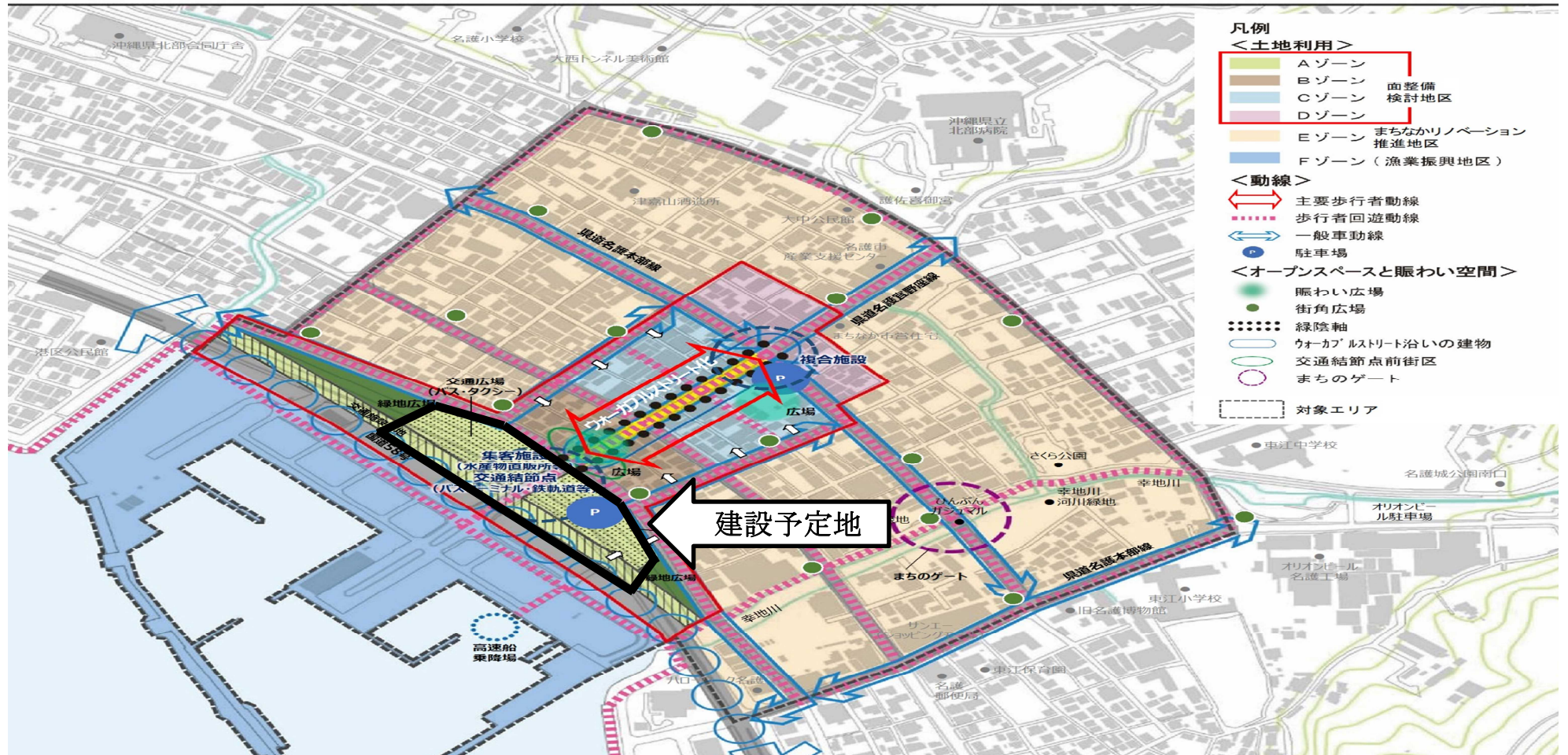
第4章 その他

(その他留意事項)

第16条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)は、甲に帰属するものとする。
受託者は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議すること。

別紙1 建設予定地（凡例のAゾーン内）



※建設場所の選定については、コミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、高速船、カーシェア、シェアサイクルなどのモビリティの導線、連携についても考慮すること